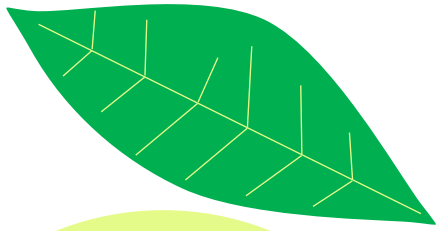


緑と水の公園都市 三鷹市



緑化

○ 接道部緑化

○ 屋上緑化

○ 壁面緑化

助成制度



Poki®

© 2001 スタジオジブリ



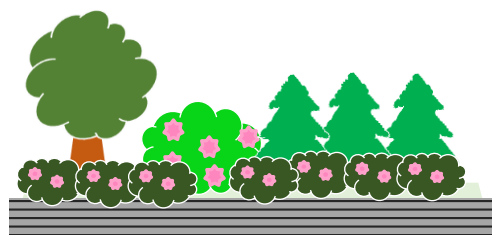
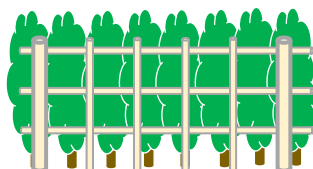
## 接道部緑化

30mまで、実費を上限に  
**1mあたり  
14,000円まで助成**

まちづくり条例が適用される敷地の接道部緑化は、助成対象となりません。

### 【助成要件】

- ・地植えの樹木を道路沿いに2m以上の延長で植栽してあること。
- ・縁石は地盤面から40cm以内で、樹木がフェンス等によって見えなくなっていないこと。
- ・他の助成金等を受けていないこと。



## 接道部緑化に伴う ブロック塀撤去

45mまで、実費を上限に  
**1mあたり  
10,000円まで助成**

まちづくり条例が適用される敷地のブロック塀撤去は、助成対象となりません。

### 【助成要件】

- ・接道部緑化に伴うブロック塀の撤去であること。  
※道路に面した塀のみ助成対象となります。隣接地との境の塀は対象外です。

### 【ブロック塀の撤去を伴う接道部緑化の緩和規定】

- ・ブロック塀等の撤去を伴う接道部緑化の場合に限り、つる性植物と既存樹木（道路から1m以内）も生け垣とみなし、助成金を交付できます。

敷地面積が1,000㎡を超える場合は「事業所等接道部緑化工事」となり、助成対象が下記ア～オに限られます。また、助成対象となる延長は緑化・ブロック塀撤去ともに50mまでとなります。

- ア 事務所、事業所等の敷地
- イ 工場、倉庫、店舗等の敷地
- ウ 集合住宅(寮・社宅を含む。)の敷地
- エ 駐車場
- オ 農地

## 屋上 緑化

実費の2分の1を上限に

**1 m<sup>2</sup>あたり20,000円まで助成**

## 壁面 緑化

実費の2分の1を上限に

**1 m<sup>2</sup>あたり10,000円まで助成**

屋上緑化と壁面緑化の合計額の上限は100万円です。

三鷹市まちづくり条例等で義務付けられた面積は、**助成対象面積から控除**します。

### 【助成要件】

- ・ 助成を受けようとする建築物が、新たに行う緑化に耐えられる強度を有することが確認でき、かつ建築基準法第7条第5項の検査済証が交付されたものであること。
- ・ 助成対象となる屋上緑化の植栽基盤、壁面緑化の誘引資材の面積が、1平方メートル以上あること。
- ・ 屋上緑化の場合、助成を受けようとする建築物の屋根に、高さ1.1メートル以上の転落防止柵等を設置すること。
- ・ 壁面緑化の場合、誘引資材が建築物の壁面から1メートル以内の距離にあり、かつ、隣地との境界線から0.5メートル以上離れた位置にあること。植物は、誘引資材を覆うことができる程度植栽すること。
- ・ まちづくり条例の適用を受ける敷地の場合、三鷹市開発事業に関する指導要綱第18条第3項に基づく工事完了検査済書が交付されていること。



緑化助成金を受けて設置した植物及び植栽基盤は、5年以上保存するとともに、適正に管理してください。

# 手続きの流れ

## 1 工事着手前



### 緑化助成金 交付申請書の提出

交付決定前に着手した工事には助成金を交付できません。申請書は、工事着手まで余裕をもって提出してください。

### 緑化助成金 交付決定通知書を発行

審査結果と交付決定額（助成金の交付予定金額）をお知らせします。完了時の必要書類とともに郵送いたします。

#### 計画に変更がある場合

### 緑化助成金変更・ 取下申請書の提出

変更がある場合、工事完了前までに変更申請書を提出してください。内容を審査し、交付決定額（変更後）を通知します。

## 2 工事完了後



### 工事完了報告書 の提出

完了時の写真、工事の内訳が分かる領収書とともに完了報告書を提出してください。壁面・屋上緑化の場合、面積計算書・建築基準法上の検査済証も必要です。

※三鷹市まちづくり条例第24条が規定する「開発事業」にあたる場合、三鷹市開発事業に関する指導要綱第18条第3項に基づく工事完了検査済書も必要です。

### 市職員による書類・ 現地の検査

検査のため敷地に立入らせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

### 助成金額の確定・ 助成金をお支払い

検査の結果、問題が無ければ、事前に通知した交付決定額の範囲内で助成金額を確定し、通知書をお送りします。また、請求書に基づき指定いただいた口座に助成金を振込みます。